

健康長寿おきなわ復活推進本部設置要綱

(目的)

第1条 健康は、県民一人ひとりが豊かな人生を送るための基盤であり、県民すべての願いである。近年、沖縄県の平均寿命は都道府県順位を下げており、特に働き盛り世代の死亡率が高く、県民の健康づくりは喫緊の課題となっている。

「健康・長寿おきなわ」を復活させ、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げる「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を目指し、県民の健康づくりに関する総合的な施策の推進を図るため、健康長寿おきなわ復活推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民の健康づくりに関する施策の推進、連携及び調整に関すること。
- (2) その他県民の健康づくりの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、知事公室長、各部の部長及び教育長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理の順位は、保健医療介護部を担当する副知事を第1順位とする。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長は、医療介護統括監をもって充て、副幹事長は、健康長寿課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に幹事会の会議への出席を求

めることができる。

(作業部会)

第7条 幹事会に、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、健康づくりに関する特定の事項について調査する。
- 3 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。
- 4 部会長は、幹事長が指名する者をもって充てる。
- 5 部会員は部会長が指名する者をもって充てる。
- 6 作業部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別途定める。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康長寿課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年6月24日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月26日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和8年1月16日から施行する。

別表（第6条関係）

<p>(知事公室) 広報課長</p> <p>(総務部) 総務私学課長 職員厚生課長</p> <p>(企画部) 企画調整課長 交通政策課長</p> <p>(環境部) 環境政策課長</p> <p>(生活福祉部) 福祉政策課長 生活安全安心課長</p> <p>(こども未来部) こども若者政策課長 こども家庭課長 子育て支援課長 女性力・ダイバーシティ推進課長</p> <p>(保健医療介護部) 保健医療総務課長 医療政策課長 薬務生活衛生課長 国民健康保険課長 地域保健課長 高齢者介護課長 地域包括ケア推進課長</p>	<p>(農林水産部) 農林水産総務課長 園芸振興課長 糖業農産課長 水産課長 流通・加工推進課長 畜産課長 森林管理課長</p> <p>(商工労働部) 産業政策課長 労働政策課長</p> <p>(文化観光スポーツ部) 観光政策課長 スポーツ振興課長</p> <p>(土木建築部) 土木総務課長 道路街路課長 道路管理課長 都市計画・モノレール課長 都市公園課長</p> <p>(教育庁) 総務課長 保健体育課長 義務教育課長 生涯学習振興課長</p>
---	--